
組 合 会 会 議 規 則

第1章 総 則

第1条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。
ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、テレビ会議システムにより出席することができる。

第2条 議員の席次は、議長の定めるところによる。

2 補欠議員の席次は、前任者の席次による。ただし、補欠のため同時に議員となった者が2人以上あるときは、その席次は議長の定めるところによる。

3 議員の定数が増加したため、選定又は選挙した議員の席次は、議長の定めるところによる。

第3条 会期を定めて召集した会議の場合には、議長は次の会議日程及び開議の時間を定めて、これを会議に報告しなければならない。

2 会議日程に定めた議案について、当日開議することができないとき、又はその議案の審議が終わらないときは、議長はさらに会議日程を定め、これを会議に報告しなければならない。

第4条 この規則に関する疑義、その他会議中議題外に起こった事項は、議長がこれを決する。ただし、議長が重要であると認める事項は、会議に諮りこれを決することができる。

第5条 議員の着席は、議長の合図による。

第6条 議案または報告書は、開催前に、議長より議員にこれを配布しなければならない。

第7条 議長は会議を開くときは、開会の旨を宣言しなければならない。

2 議案または報告書は、議長が付議する。

第8条 テレビ会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。

第2章 動 議 お よ び 建 議

第9条 動議は、出席議員の半数以上の賛成者がなければ、これを議題としない。

第10条 建議を提出しようとするときは、3人以上の賛成者と連署した文書を、議長に提

出しなければならない。ただし、事項の簡単なものは、議長の許可を受けて議場において、これを述べることができる。

第11条 議題となった動議又は建議は、議長の許可を受けなければ、これを撤回することができない。

第12条 否決された動議または建議は、その会期中は再びこれを提出することができない。

第3章 発言および討論

第13条 議長が開議を宣告しない間は、議員は議案について発言することができない。

第14条 議員は発言しようとするときは、起立または挙手により議長の許可を受けた後自己の氏名を告げ発言しなければならない。

2 2人以上同じに発言を求めるときは、議長はその1人を指名して発言させなければならない。

3 前項の場合においては、議員の発言の前後について、異議を申し立てることができない。

第15条 理事が発言を求めるときは、議長は直ちに許可しなければならない。ただし、このために議員の発言を中止させることはできない。

第16条 討論は、議題外にわたることはできない。

2 議長は、議員の討論が冗長にわたり、もしくは不必要の論議と認められるとき、これを制止することができる。

第4章 採決

第17条 否決の動議は、修正動議に先立ち、採決しなければならない。

第18条 修正の動議は原案に先立ち採決しなければならない。

2 同一の議題につき、修正の動議が数件提出されたときは、議長は、原案の趣旨に最も遠いと認めたものから順次採決しなければならない。

第19条 否決の動議及び修正の動議がすべて否決されたときは、原案につき採決しなければならない。

第20条 議長において、採決しようとするときは、その旨を宣言しなければならない。

2 前項の宣言をした後は、その議題については、議員は発言することができない。

第21条 採決の方法は、起立または挙手の方法による。ただし、議員の承諾を得て、他の方法を用いることができる。

第22条 議長は、表決の結果を宣言しなければならない。

第5章 秩 序

第24条 会議に出席することが出来ない議員は、定刻前、その事由を書面で、議長に届出なければならない。

第25条 議員は、会議中、私語、その他議事を妨害する言動をしてはならない。

第26条 議員は、会議中無礼な語を用いたり又は他人の一身上にわたる討論をしてはならない。

第27条 会議中、この規則に違反し、その他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、または議場外に退去を命じることができる。

第28条 議場が喧騒にわたり、整理し難いときは、議長は、当日の会議を一時中断し、またはこれを閉じることができる。

第6章 傍 聴

第29条 組合会の会議を傍聴する者は、被保険者証または組合員であることを認めるに足りる書面を、受付係に掲示するか、もしくはその旨を申し出て、承諾を得なければならない。

第30条 傍聴人は、静しゆくを旨とし、会議の言論に対して、可否を表明し、または喧騒にわたり、その他会議の妨害となるような行為をしてはならない。

2 前項の規定に違反する傍聴人があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、退場させることができる。

第31条 議長より、傍聴禁止の宣告があったときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。

第32条 傍聴人は、前2条に定めるものの外、すべて議長の指導に従わなければならない。

附 則

この規則は、昭和27年12月20日よりこれを施行する。

この規則の変更は2020年8月1日より施行する。